

湖西市条例第 45 号

湖西市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 16 日

湖西市長

田内 浩之

湖西市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例の一部を改正する条例

湖西市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例（令和 4 年湖西市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

湖西市再生可能エネルギー発電設備等の適正な設置に関する条例

第 1 条中「再生可能エネルギー発電設備」を「再生可能エネルギー発電設備等」に改める。

第 2 条第 1 号を次のように改める。

- (1) 再生可能エネルギー源 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 2 条第 3 項に規定するエネルギー源のうち、太陽光又は風力をいう。

第 2 条中第 7 号を第 8 号とし、第 4 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 3 号中「計画し、これを」を削り、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号中「対象設備」を「再生可能エネルギー発電設備等」に改め、「使用して発電」の次に「蓄電又は放電」を加え、同号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 再生可能エネルギー発電設備等 再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及び電力系統に直接接続し充放電する蓄電池（第 8 条第 3 号において「系統用蓄電池」という。）並びにこれらの附属設備（送電に係る電柱等を除く。）をいう。

第4条第1項中「対象設備」を「再生可能エネルギー発電設備等」に改める。

第8条中「第21条」を「第22条」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 太陽光による発電 発電出力が10キロワット未満のもの（増設することによりその発電出力が10キロワット以上となるものを除く。）又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項第1号に規定する建築物に再生可能エネルギー発電設備等を設置するもの
- (2) 風力による発電 発電出力が10キロワット未満のもの（増設することによりその発電出力が10キロワット以上となるものを除く。）又は前号の建築物に再生可能エネルギー発電設備等を設置するもの
- (3) 系統用蓄電池による蓄電又は放電 蓄電容量が50キロワット時未満の系統用蓄電池（増設することによりその蓄電容量が50キロワット時以上となるものを除く。）に係るもの又は事業区域が面積50平方メートル未満のもの

第9条に次の2項を加える。

- 5 地域住民等は、規則で定めるところにより、第1項の説明会を実施した事業者に対し、災害発生の防止並びに自然環境及び生活環境の保全に関する事項について、第3項の規定による意見の申出により協定の締結を求めることができる。
- 6 事業者は、前項の規定により協定の締結を求められたときは、当該協定を締結しなければならない。

第10条第2項中「（規則で定める軽微な変更を除く。）」を削る。

第11条中「変更」の次に「（規則で定める軽微な変更を除く。）」を加える。

第22条を第23条とし、第21条を第22条とする。

第20条第2項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、同項第5号中「第18条第1項」を「第19条第1項」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「第17条第2項」を「第18条第2項」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「第17条第1項若しくは第3項」を「第18条第1項若しくは第3項」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「第11条第1項」を「第11条」と改め、同号を同項第3号とし、同項中第1号を第2号とし、第1号として次の1号を加える。

- (1) 第9条第6項の規定による協定の内容を遵守しないとき。

第 20 条を第 21 条とし、第 19 条を第 20 条とする。

第 18 条中「対象設備」を「再生可能エネルギー発電設備等」に改め、同条を第 19 条とし、第 17 条を第 18 条とし、第 16 条を第 17 条とする。

第 15 条第 1 項中「対象設備」を「再生可能エネルギー発電設備等」に改め、同条を第 16 条とする。

第 14 条の次に次の 1 条を加える。

(標識の表示)

第 15 条 事業者は、再生可能エネルギー発電事業を実施する間、事業区域内の公衆の見やすい場所に規則で定める事項を表示した標識を掲示しなければならない。

附則第 2 項中「第 21 条」を「第 22 条」に改め、附則第 3 項前段中「第 14 条」の次に「、第 15 条」を加え、「第 16 条」を「第 17 条」に、「第 21 条」を「第 22 条」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。